

(別紙2) 両省への報告書

提出先：経済産業省 原子力安全・保安院

平成18年12月20日  
四国電力株式会社

### 水力発電設備に係る調査結果の報告について

1. 電気事業法に係る使用前自主検査資料および定期報告において記載事項に係る改ざんはありません。
2. 電気事業法に係る必要な工事計画の届出等を行わずに実施した工事はありません。

以上